

加西市監査公表第2号

加西市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により、平成21年5月27日付けで提出のあったみだしの措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行った結果を同項の規定に基づき公表する。

平成21年7月9日

加西市監査委員 小 谷 融

○ ○ ○ ○ 様
○ ○ ○ ○ 様
○ ○ ○ ○ 様
○ ○ ○ ○ 様
○ ○ ○ ○ 様
○ ○ ○ ○ 様
○ ○ ○ ○ 様
○ ○ ○ ○ 様
○ ○ ○ ○ 様
○ ○ ○ ○ 様

加西市代表監査委員 小 谷 融

加西市職員措置請求について（通知）

平成21年5月27日に提出された標記の住民監査請求について、下記のとおり、却下することを決定したので通知します。なお、三宅利弘監査委員は、本件請求について利害関係があることから、地方自治法第199条の2の規定により除斥しました。

記

1 監査請求の趣旨

平成21年5月27日に提出された措置請求書によると、請求の要旨は次のとおりである。

(1) 百条委員会の設置について

平成19年3月19日に加西市議会において設置された百条委員会は、本来の調査目的を逸脱した調査権の濫用であり不当である。

(2) 市長選挙費用について

百条委員会に基づき市議会の市長不信任決議により行われた平成19年6月17日の市長選挙の費用を、市長不信任決議に賛成した全議員に対し、加西市に返還させることを請求する。

2 却下理由

(1) 百条委員会の設置について

地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、当該行為の是正又は未然の防止を目的とするものである。

なお、議会の行為は、請求の対象にならないとされている。すなわち、議会の行為が違法又は不当な場合であっても、それだけでは監査請求をすることはできない。条例又は議決に基づき、執行機関の具体的行為が行われる段階で、はじめて財務会計上の行為について、請求の対象となる。

したがって、百条委員会の設置については、地方自治法第242条第1項の住民監査請求の対象とならない。

(2) 市長選挙費用について

百条委員会に基づき市議会の市長不信任決議により行われた市長選挙費用については、平成19年6月17日の市長選挙日から1年を経過しており、また、1年を経過した後に監査請求をする正当な理由がないことから、地方自治法第242条第2項の規定により、監査請求をすることができない。

したがって、本件二つの監査請求は、いずれも法令の要件を欠いたものであることから却下する。